

事務事業評価シート

22年度実施の事務事業 (23年度評価実施)	<input type="checkbox"/> サービス事業	<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト事業	<input type="checkbox"/> 定型事業	<input type="checkbox"/> 投資的事業	
会計区分(会計名を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 一般会計	<input type="checkbox"/> 特別会計	()	財務会計上の短縮番号	5070
第3期実施計画での分類番号/事業番号/枝番号	1021	1		担当部課名	都市建設部まちづくり課
				担当課長名	小山 英之

1 事務事業の概要

施策名	細河地域の活性化
第3期実施計画の事業名	細河地域活性化構想推進事業
財務会計上の事業名	細河地域活性化構想推進事業
事業の対象(誰(何)を)	細河地域(市街化調整区域)住民・地権者
事業の手段[どうする(させる)ことで]	・地区単位の取組強化 ・協議会や地区組織が進める取り組みを支援
事業の目的[どのような結果を得るか]	調整区域内の地域整備の検討が円滑に推進されるよう地元協議会や地区組織の活動を支援していく。
実施期間	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 平成 年度 ~ <input type="checkbox"/> 時限 平成 年度 ~ 平成 年度
事業内容の見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 実施 (直近) 平成13年度 <input type="checkbox"/> 未実施
実施根拠	<input type="checkbox"/> 国・府の制度 <input type="checkbox"/> 国・府の制度 + 市独自の制度 <input checked="" type="checkbox"/> 市独自の制度
	根拠となる法令の条項までを記入

2 事業コスト・指標値の推移

事業コスト等	区分	20年度 (決算)		21年度 (決算)		22年度 (決算)		23年度 (予算)		H22/H21
		事業費(千円)		30		0		0		
内訳	人件費(人・千円)	0.25人	2,100	0.31人	2,542	0.15人	760	0.05人	400	29.9%
	正職員	0.25人	2,100	0.31人	2,542	0.05人	400	0.05人	400	15.7%
	再任用職員		0		0		360		0	-
	非常勤職員		0		0		0		0	-
	アルバイト		0		0		0		0	-
	支出合計 A		2,130		2,542		760		400	29.9%
財源	国・府支出金									-
	受益者負担 B									-
	その他財源									-
	一般財源 C		2,130		2,542		760		400	29.9%

指標値	区分	内 容	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (H22)
				(実績)	(実績)	(実績)	(予定)	
D	成果指標	(1) 地元協議会や地区組織の活動を支援	団体	1	0	0		20
		(2) 良好な自然環境を生かした計画的な地域整備						
	活動指標	(1) 協議会や地区組織が進める取り組みを支援	団体	1	0	0		20
		(2)						

分析項目	計算式	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	H22/H21
単位あたりコスト	一般財源 C ÷ 活動指標 D	円	2,130,000				-
受益者負担率	受益者負担 B ÷ 支出合計 A	%					-

3 成果指標の達成状況(目標に対する22年度の実績)

<input type="checkbox"/> A 目標に向かって順調に推移している	<input checked="" type="checkbox"/> 1 事業内容・手法を改善	選択の理由(担当課)	細河地域の活性化に向け、長年議論が行われていた「細河地域活性化協議会」が解散した。
<input type="checkbox"/> B 目標に向かって順調に推移していない	<input type="checkbox"/> 2 現在の事業内容を継続		
<input checked="" type="checkbox"/> C 判断できない	<input type="checkbox"/> 3 事務事業を廃止		

4 この1年間の動き

事業内容等、前年と比べて変わったこと	事業の対象者や受益者の反応
ニース・制度・社会情勢・近隣自治体などの変化	これらを踏まえた懸案事項、問題点等
都市計画法の改正により調整区域における開発が0.5ha以上の開発面積においては、地区計画による手法で行うこととなった。	地域の将来を住民自ら考える場づくりや団体を、市は支援する必要がある。